

可決した意見書

食品品質表示制度等食品の安全確保を求める意見書

本年初頭の雪印食品から最近の日本ハムに至るまで、我が国有数の食品企業による食品表示偽装事件が連続的に発生している。これらの事件の続発は、食品表示に対する国民の信頼を大きく失わせるとともに、食品そのものの安全性と品質に対する消費者の不信感を増大させている。

一方で、現在まで40件を超える中国産の輸入冷凍ほうれん草から有機りん系殺虫剤であるクロルピリホスを中心に最高で基準の250倍もの残留農薬が検出されるとともに、輸入健康食品による死亡事件等の健康被害問題が大きな社会問題になりつつある。

食品の表示と監視は現在、食品衛生法、JAS法、景表法等の複数の法律によってなされているが、そのチェック体制が弱められてきたため、こうした偽装表示の横行を許してきた。また、消費者、事業者双方にとってわかりにくい制度となっている。

食品は、国民の生命と健康の維持に不可欠なだけに、その安全性の確保は最優先課題である。政府においては、これまでの生産者優先の行政を深刻に反省し、国民優先、消費者優先の食品安全行政を確立する必要がある。その一環として食品表示は消費者が食品を選択する唯一の手段であることから、このような偽装表示が二度と行われぬよう国として抜本策を講じるべきである。

よって、政府においては、下記の事項を早急に確立することにより、食品の安全性の確保と信頼のおける食品表示制度の確立を図るよう求めるものである。

記

1. 食品の安全性確保に関する包括法として「食品安全基本法（仮称）」を早期に制定し、食品の安全性強化と信頼できる表示制度の確立を図ること
 2. 内閣府設置予定の「食品安全委員会」においては、国民、消費者の代表を必ず参加させるとともに各省庁の連携と必要な予算の確保を図ること
 3. 食品衛生法に基づく残留基準が未設定の農薬、食品添加物等について早急に残留基準を設定するなどの規制や消費者を含めた監視体制の強化を図ること
 4. 健康被害の原因となる輸入食品や禁止農薬等を使用した輸入食品の水際でのチェック体制を強化するとともに、輸出国に対して是正措置を求めること
 5. 原産地表示の徹底や偽装表示に対する罰則の強化を図るとともに、品質保証期限と賞味期限の表示等の国民にわかりにくい表示等の是正を行うこと
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づいて意見書を提出する。

芦屋市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣

安全で快適な学校を目指し施設改善を求める意見書

阪神淡路大震災を経験したものとして、学校施設は、児童、生徒の大切な学舎であるとともに、災害時には住民の避難所として指定され、機能する貴重な防災拠点になったことは、記憶に新しいところである。あの震災時には、建築基準法の耐震基準が強化された1981年以前に建てられた建築物の被害が目立ち、文部科学省が今年7月にまとめた「公立小中学校施設の耐震改修状況調査結果」（約13万3千棟）によると、全体の約66%（約8万8千棟）が1981年以前に建てられたものであり、このうち約70%が耐震診断を行っていないというものであった。また、耐震診断を実施した30%弱のうち、約1万2千棟が耐震性に問題ありとされた。

文部科学省による小中学校施設の推定耐震化率は約60%に過ぎず、築20年以上の施設が全体の約65%を占めるなど老朽化も深刻であり、子供たちの安全や防災拠点としての安全確保を図るために、耐震化のための補強工事等が求められている。

しかし一方で、国や地方の財政難から公立学校施設整備費の減少傾向が続き、この10年間では児童、生徒の減少率を上回る大幅減少（約29.2%）が見られている。

文部科学省が各都道府県教育委員会に公立学校施設の耐震化が進まない理由を聴取した際も、財政上の理由が多くを占めていたところである。子供たちの安全を図るためにも、学校施設の耐震化は喫緊の課題である。

よって、本市議会は、耐震化対策並びに冷暖房施設の整備について、国が立法化を図ることをはじめ必要な対策とそのための予算を最優先して確保するよう求めるものである。

以上地方自治法第99条の規定に基づいて意見書を提出する。

芦屋市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣

平成13年度芦屋市各会計決算 決算特別委員会を設置し10月に審査

第三回定例会最終日の九月二十七日（金）に、市長から平成十三年度の芦屋市各会計決算の認定議案が提出されました。最終日に提案されたのは、予算編成時期までに審査を行い、審査の中で出た委員からの意見等を新年度予算に反映するためです。

決算議案は、九人の委員で構成する決算特別委員会を設置して付託するとともに、閉会中の継続審査としました。決算特別委員会の正副委員長および委員の構成は下表のとおりです。

また、定例会閉会後に開いた委員会で、岡本収入役から平成十三年度の決算概要の説明を受け、議員側からは、決算審査に必要な資料を請求しました。審査結果については、十二月定例会初日に委員長が報告を行い、討論を経て議決する運びです。

決算特別委員会

委員長 重村 啓二郎

副委員長 大塚 美代子

委員 灘井 義弘
山田 みち子
前田 辰一
山田 悦三
田中 隆博
山中 恵美子
山中 健

平成13年度各会計別歳入歳出決算額（財産区会計を除く）

（単位：千円）

区 分	歳 入		歳 出		
	決 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比	
一 般 会 計	54,817,907	△ 20.05%	54,258,911	△ 19.01%	
特 別 会 計	国民健康保険事業	5,914,448	8.33	5,701,157	10.74
	下水道事業	4,329,170	△ 14.31	4,303,962	△ 13.97
	公共用地取得費	4,422,106	2,257	4,420,025	478,358
	都市再開発事業	24,719	16.45	24,460	17.52
	老人保健医療事業	8,151,334	5.46	8,255,470	6.85
	駐車場事業	273,842	4.62	271,334	3.90
	介護保険事業	3,280,486	125.02	3,279,114	130.58
合 計	81,214,012	△ 9.68	80,514,433	△ 8.16	

付議事件の審議結果

※議案番号欄「議提」とあるのは、議員提出議案。

議案番号	件 名	結 果
報6	芦屋市市税条例の一部改正	承認(9/27)
報7	損害賠償の額を定めること	承認(9/27)
42	市特別職の給与等条例及び教育長の給与等条例の一部改正	可決(9/27)
43	市立芦屋病院使用料及び手数料条例の一部改正	可決(9/27)
44	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正	可決(9/27)
45	芦屋市国民健康保険条例の一部改正	可決(9/27)
46	地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定	可決(9/27)
47	芦屋市火災予防条例の一部改正	可決(9/27)
48	14年度一般会計補正予算（第1号）	可決(9/27)
49	14年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	可決(9/27)
50	芦屋市火葬場火葬炉設備工事請負契約の締結	可決(9/27)
51	住居表示を実施すべき区域及び住居表示の方法	可決(9/27)
52	13年度病院事業会計決算の認定	認定(9/27)
53	13年度水道事業会計決算の認定	認定(9/27)
54	13年度各会計決算の認定	継続審査(9/27)
議 提	44 食品品質表示制度等食品の安全性確保を求める意見書	可決(9/27)
	45 安全で快適な学校を目指し施設改善を求める意見書	可決(9/27)